

氏名	西田 玲子		
学位の種類	博士（法学）		
学位記番号	博甲第	8806	号
学位授与年月日	平成 30年 9月 25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	障害者雇用における合理的配慮の理念と構造 ——障害を持つアメリカ人法（ADA）から合理的配慮と平等概念の関係を分析する		
主査	筑波大学 教授	学士（法学）	川田 琢之
副査	筑波大学 教授	学士（経済学）	山田 務
副査	筑波大学 准教授	博士（法学）	藤澤 尚江
副査	筑波大学 准教授	修士（教育学）	渡邊 絹子
副査	福島大学 准教授	博士（法学）	長谷川 珠子

論文の内容の要旨

本論文は、わが国の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「促進法」）に2013年改正により導入された、事業主に合理的配慮の提供を義務付ける規定（同法36条の2及び36条の3）における合理的配慮の内容について、米国の障害を持つアメリカ人法(Americans with Disabilities Act. 以下ADA)第1編に規定された合理的配慮(reasonable accommodation)の概念の研究を手がかりの一つとしつつ論じたものである。

本論文は、序章及び第1章～第4章で構成される。このうち序論である序章に続く第1章では、検討の対象となる日本の障害者雇用に関する法制度・法政策の概観等を行っている。

続く第2章では、本論文の主題に関連するわが国の裁判例及び、促進法上の合理的配慮概念に関する先行研究の状況を検討し、本論文における具体的な検討課題を整理している。更に、当該課題を検討する上で米国の研究が有益と考えられることを論じ、米国ADA第1編の合理的配慮概念に関する日本における先行研究を概観している。

第3章では、米国ADA第1編における合理的配慮概念について、関連する法律上の規定・規則・指針、米国の判例・裁判例及び学説を素材とした分析・検討を行っている。同法において合理的配慮概念は基本的に、障害を持つ個人と障害のない個人間の「条件を公平に」するという平等（差別禁止）の文脈で捉えられるものであるが、そこには平等の考え方についての問題があること、空きのあるポジションへの配置転換措置が問題となる場面では雇用平等に加えて雇用保障が考慮されていると捉えうること等が論じられている。

第4章では、前章までの内容を踏まえて促進法上の合理的配慮概念についての著者の見解を論じている。具体的には、現行の促進法には雇用平等と雇用促進という異なる目的が含まれ、合理的配慮概念にもこの点が反映されるとの分析及び米国の研究結果を踏まえて、促進法上の合理的配慮を「雇用平等的配慮」と「雇用促進的配慮」に分けて考えることを提唱し、それぞれの具体的な内容等を検討してい

る。そこでは、雇用平等を重視する観点から、合理的配慮提供義務の内容についてはまず「雇用平等的配慮」の可能性を検討し、それだけでは不十分な場合に「雇用促進的配慮」を検討すべきこと、促進法の条文の解釈として、労働者の募集・採用時（促進法36条の2）には「雇用平等的配慮」の提供のみが義務付けられる一方、採用後（同法36条の3）は「雇用平等的配慮」「雇用促進的配慮」の双方が義務付けられると解すべきこと等が論じられている。

審査の結果の要旨

本論文の最大の意義・特徴は、促進法上の合理的配慮提供義務の内容について、合理的配慮を「雇用平等的配慮」と「雇用促進的配慮」に分けて考える手法を提唱するとともに、これを反映した現行促進法の解釈論を示している点にあるといえる。この点は、わが国の促進法の性格・特徴を的確に捉えた、高度の独創性と一定の実務的有用性を有する提言と評価できる。また、本論文においては、日米両国の法令、判例、学説等の検討素材が丹念に渉猟されているということができ、この点も本論文の優れた点であるといえる。そして、本論文第3章の米国 ADA 第1編の合理的配慮概念の研究は、上記のような検討素材の丹念な渉猟に基づき、この分野におけるわが国における研究の蓄積に一層の深みを加えるものとなっていると評価でき、このような米国法研究としての意義も、本論文の学術的意義の一つといえる。

一方、本論文の主要な課題としては、第4章で論じられる著者の見解について、より掘り下げた検討・叙述が望まれる点があることを指摘できる。具体的には、促進法上の合理的配慮の内容として条文上に存在しない「雇用平等的配慮」と「雇用促進的配慮」の区別をすること、両者の関係について「雇用平等的配慮」の可能性を優先的に検討すべきとすること、「雇用促進的配慮」を促進法上の合理的配慮に含めること、募集・採用の場面では「雇用平等的配慮」のみが義務付けられるとすること、等の点について、より説得力・説明力を高める検討・叙述の掘り下げが望まれるものといえる。もっとも、これらの点についても、著者が今後本格的な掘り下げの検討を効果的に進めていく上での基盤となる検討は、本論文において十分になされているものといえる。

以上を踏まえた全体的な評価として、本論文は、博士（法学）の学位論文に求められる水準を十分に満たすものと認められる。

【最終試験】 論文審査委員会による最終試験を平成30年8月3日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【結論】 よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。